

《8つの基本ルール》

1. 出発時、到着時の安全確保

- (1) 発進前に、車輛を一周しての安全確認を励行する。
- (2) 後退前に、降車しての安全確認を励行する。
- (3) カラーコーンの活用で、安全確保を図る。
- (4) 正しく歯止めを使用する。
(SA等休憩で車両を離れる時、また休息・車庫での駐車時は必ず使用)

2. 2秒・4秒・5m走行ルール遵守

- (1) 2秒 前車の発進から2秒遅れの発進で、周囲の安全再確認を図る。
- (2) 4秒 走行中は、前車との車間時間を4秒取ることで、追突等、緊急時に備える。
- (3) 5m 停車時に、前車と距離を5m空けることで、緊急時に備える。

3. 喚呼運転の励行

安全運転を声を発することで、注意力を高め見落としを少なくする手法として安全効果が高いとされ、居眠り運転、脇見運転に効果がある。

- (1) スピード ヨシ! カーブ・下り坂・雨天・降雪・積雪・凍結
- (2) 車間距離 ヨシ! 信号停止・渋滞・発進時・前車との距離
- (3) 前方 ヨシ! 発進時・右左折時・横断歩道にさしかかった時・進路変更時
- (4) 信号 ヨシ! 信号機の色・直進・右左折のタイミング・歩行者・自転車・バイク

4. 社内規定速度を厳守し、「急」の付く運転をしない

- (1) 法定速度－5km/h (80km/h→75km/h、60km/h→55km/h)
- (2) オートクルーズは「高速道路で4秒車間距離保持、車線変更時は切る」で使用可
- (3) 急発進
- (4) 急ハンドル等
- (5) 急停車

5. 車内禁煙

- (1) 運転室内での喫煙を禁止する。

6. 走行中の携帯電話使用禁止

- (1) 走行中の使用を禁止する。(ハンズフリーも不可)
- (2) 工場内・SS構内では携帯電話の電源を切る。
(緊急時等で先方の許可を得た場合を除く。)

7. 作業手順の遵守

- (1) 各荷主等の作業手順を遵守する。
※荷主等の手順がない場合は当社基準を適用する。
- (2) 荷卸する場合には必ず立会の依頼を行い、荷卸の指示を受ける。
- (3) 荷卸立会確認書を確実に使用する。

8. 些細なことでも、速やかに報告・連絡・相談

- (1) 事故時の対応
 - ①乗務員は、連絡できる状態になり次第、営業所へ報告。
 - ②乗務員より報告があった際は、速やかに荷主への報告を行い、その後本社への報告を行う。

この基本ルールは、平成20年10月1日から実施する。
平成23年11月11日改訂、平成26年4月1日改訂 27年3月1日改訂